

2023年1月6日

お客さま各位

寒河江ガス株式会社

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業について

寒河江ガス株式会社では、政府の政策の一つであります「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に申請を行い、採択事業者として決定されました。

上記事業は、毎月の都市ガス料金から直接値引く形をとり、エネルギー価格高騰によって影響を受けているお客さまに対してご負担を軽減する事業であります。

### 1. 事業の概要

2023年2月検針分から2023年10月検針分までの期間、「都市ガス料金」から、国が指定する単価分を値引きしてお客様へご請求いたします

2023年2月検針分～9月検針分	30円/m <sup>3</sup> (税抜き 27.28円/m <sup>3</sup> )
2023年10月検針分	15円/m <sup>3</sup> (税抜き 13.64円/m <sup>3</sup> )

### 2. 値引き方法

値引き単価を反映した原料費調整単価により、料金を算定いたします。

\*詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

電気・ガス価格激変緩和対策事業特設サイト

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

電気・ガス価格激変緩和対策事業事務局 需要家向け窓口

0120-013-305 (全日9:00～17:00)